

(出 勤)

第20条 職員は、始業時刻までに出勤し、出勤表に打刻しなければならない。

(一時外出)

第21条 職員は、勤務時間中に私事のため、一時外出しようとするときは、あらかじめ所属長の許可を受けなければならない。

(事務引継ぎ)

第22条 職員が退職又は配置替え等となったときは、担当事務を速やかに後任者等に口頭又は文書によって引継ぎ、その旨を所属長に報告しなければならない。

第5章 人 事

(退 職)

第23条 次の各号の一に該当するときは、退職するものとする。

- (1) 退職を申し出て、承認されたとき。
- (2) 満65才に達した日。ただし、会長が必要と認めたときは、年令を延長することができる。
- (3) 死亡したとき。

(退職手続)

第24条 退職を希望するときは、退職を希望する30日前までに会長に申し出なければならない。

(解 雇)

第25条 次の各号の一に該当するときは解雇することができる。

- (1) 勤務成績又は能率がきわめて悪いとき。
- (2) 心身の故障により勤務に耐えられないとき。
- (3) 禁固以上の刑に処されたとき。
- (4) 禁治産者又は準禁治産者の宣告を受けたとき。
- (5) やむを得ない理由により協会の事業を縮小するとき。
- (6) 看護婦等の資格を喪失したとき。

(解雇予告)

第26条 前条による場合は、30日前に予告するか又は30日分の賃金を支払って解雇する。

2. 前項の予告日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することがある。

(表彰)

第27条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、表彰する。

- (1) 業務上有益な考案・工夫又は改良のあったとき。
- (2) 災害を未然に防止し又は非常の際特に功績のあったとき。
- (3) 業務能率が著しくすぐれ業績顕著なとき。
- (4) その他特に表彰に値する功績又は善行のあったとき。

2. 前項の表彰は、賞状・賞金又は賞品の授与をもって行なう。

(懲戒)

第28条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、懲戒する。

- (1) 業務上の怠慢又は監督不行届きによって協会に重大な損害を及ぼしたとき。
- (2) 社協の諸規程に違反したとき。

(懲戒の種類及び方法)

第29条 懲戒は、その情状により次の各号のいずれかの方法によって行なう。

- (1) 戒告 始末書をとり、将来を戒める。
- (2) 減給 1日以上6ヶ月以内の期間において、給料月額の10分の1以下に相当する額を給料から減ずる。
- (3) 懲戒解雇 即時解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告手当を支給しない。

(損害賠償)

第30条 職員が、故意又は重大な過失により協会に損害を与えたときは、その全部又は一部を弁償させることができる。

第6章 安全衛生及び災害補償

(安全衛生遵守義務)

第31条 職員は、災害の予防・保健衛生のため、法令及び協会で定めた事項を遵守し、上司の指示に従って安全衛生施設の保全、職場の整理整頓に努めなければならない。

(災害発生の場合の処理)

第32条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその危険を予知したときは、直ちに臨機の処置をとるとともに、上司に報告し、その指示に従わなければならない。

(健康診断)

第33条 職員には、毎年1回以上の健康診断を行なうほか、必要ある場合には予防接種等の防疫措置を講ずる。

2. 職員は、健康診断を必ず受診しなければならない。この場合において、健康診断を受けなかった者は、協会の指定する医師の診断書を提出しこれにかえることができる。

(災害補償)

第34条 職員が、業務上の傷病にかかり又は死亡したときは、労働基準法第75条から第88条までの規定に基づく災害補償を行う。

(就業禁止)

第35条 職員が、労働安全衛生法第68条の規定に該当する疾病にかかったときは、その期間中就業を禁止する。

(準用規定)

第36条 協会に三浦市シルバー人材センターから派遣される職員については、この規程の第3条、第4条、第16条、第19条から第22条まで、第30条から第33条まで、第35条の規定を準用する。

(委任)

第37条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

三浦市保健福祉サービス協会
非常勤職員給与支給基準

三浦市保健福祉サービス協会非常勤職員就業規程（平成元年4月1日三社協規程
第 号）第10条に基づく給与支給基準を、次のとおり定める。

日額	8,000円以内
訪問1回につき	5,300円以内

附 則

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会
三浦市保健福祉サービス協会運営委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三浦市保健福祉サービス協会（以下「協会」という。）設置規程第4条の規定に基づき三浦市保健福祉サービス協会運営委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 委員会は、協会の円滑なる事業運営を図るため、次の事業を行ふ。

- (1) 協会が推進するサービス事業に関する検討審議
- (2) 在宅福祉に関する調査研究
- (3) 関係機関等に対する連絡調整
- (4) その他協会の目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2. 委員は、次に掲げる関係機関の者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉協議会
- (2) 民生委員・児童委員協議会
- (3) 福祉推進員
- (4) 医師会
- (5) 福祉団体
- (6) 福祉施設
- (7) 三崎保健所